

学校における働き方改革取組方針

世羅町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
世羅町教育委員会

《 目 次 》

1 趣旨・目指す姿

- (1) 趣旨
- (2) 目指す姿

2 本町の学校における働き方改革の現状

- (1) 本町の現状
- (2) 現状における主な要因

3 目標・期間

- (1) 目標
- (2) 期間

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- (1) 教員の業務量の適正化
- (2) 教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備
- (3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 関連する取組
- (2) 今後のフォローアップ

1 趣旨・目指す姿

(1) 趣旨

世羅町教育委員会では、令和2年2月に「学校における働き方改革取組方針」（以下「本方針」という。）を策定し、一部改訂を経ながら、一貫して「子供と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」を目標・成果指標に掲げ、学校における働き方改革や業務改善につながる取組を総合的に推進してきた。

この結果、令和7年度において、「子供と向き合う時間の確保」及び「超過勤務の縮減」について、一定の改善が図られてきた。しかし、未だ目標達成には至っていない部分もある。

こうした状況を踏まえ、学校における働き方改革や業務改善の一層の推進を図り、本町が「目指す姿」の実現に向けて、本方針に、より具体的かつ計画的な取組を盛り込むことで実効性のあるものに改定するとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づく「業務量管理・健康確保措置実施計画」として位置付けるものである。

(2) 目指す姿

町内小・中学校に勤務する教職員が心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮することにより、子供たち一人一人と向き合い、よりよい教育を実現している。

2 本町の学校における働き方改革の現状

(1) 本町の現状

教育委員会では、令和2年2月26日に「学校における働き方改革取組指針」を定め、業務の見直しや適正化、必要な執務環境の整備、教職員の勤務時間管理及び健康管理に継続的に取り組んできた。教職員の時間外在校等時間については、年間360時間以内、月45時間以内を目標として取組を進め、超過勤務の縮減と子供と向き合う時間の確保を目指してきた。

学校・教員が本来担うべき業務に専念できる環境整備に向けた取組の一環として、スクール・サポート・スタッフの配置による教員の事務的業務の負担軽減、学校だより等を活用した周知による働き方改革に対する保護者・地域等の

理解促進などに取り組んでいる。一方で、校務のさらなるDX化の推進や、部活動に係る負担軽減が課題である。

部活動指導については、外部指導者の派遣や部活動の地域展開により、教員の負担軽減が図られているが、業務の偏りの改善や、専門性等に配慮した持続可能な指導体制の構築が求められている。また、校務の分担見直しは一定程度進んでいるため、今後は定時退校日の徹底や、教職員一人一人が主体的に自己管理し、その結果として教育の質を高めることを求めている。

【時間外在校等時間の状況】

令和7年度		月平均	月45時間超の 教員の割合	月80時間超の 教員の割合
	小学校	29時間19分	18.7%	1.4%
	中学校	30時間46分	16.4%	0.8%

【子供と向き合う時間が確保されていると感じている教員の割合】

令和7年度	小学校	93.2%
	中学校	90.0%

【ストレスチェックの状況】

令和7年度	高ストレス者の割合	7.8%
	働きがい等の肯定的な回答の割合	93.9%

(2) 現状における主な要因

【業務量】

- 教員の専門性を必要としない業務に従事している状況がある。
- 時間割作成、ICT環境の整備や進路指導業務など時期的に集中する業務がある。
- 生徒指導や保護者対応など突発的な業務がある。
- 部活動に教員以外の人材を活用することが十分にできていない。

【職場環境】

- 教員が円滑に業務を行うためのICT環境の整備を更に進める必要がある。
- 初めて担当する学級担任、進路指導業務や授業準備などの業務に時間を要し

ている状況がある。

- 適正な勤務時間の管理に向けた取組を更に進める必要がある。
- 教員の勤務時間を意識した働き方は浸透しているものの、特定の教員に業務が集中するなど、学校全体での働き方改革・業務改善の取組には改善の余地がある。

3 目標・期間

(1) 目標

本方針の「目指す姿」を踏まえ、働きやすさと働きがいの両立を目指し、次のとおり目標を設定する。

① 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間時間外在校等時間が360時間以下の割合を100%にする。

② 「働きがい」に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。
- ・ストレスチェックにおける働きがい等に関する質問項目への肯定的な回答の割合を100%にする。

なお、目標達成に向けて、1箇月時間外在校等時間が80時間を超える教員を早急になくすとともに、町立小中学校全体で1年間における1箇月時間外在校等時間の平均が30時間を下回る状態を堅持する。

(2) 期間

令和8年度～令和11年度

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

目標を達成するために、課題及び現状における主な要因を踏まえて3つの視点を設定した。その推進に当たっては、町立学校全校の全体的な業務量の削減に注力するとともに、学校又は教員個々の時間外在校等時間などの状況を踏まえ、必要な取組を行っていく。

(1) 教員の業務量の適正化

◇学校行事の精選・統合や放課後の活動時間の適切な設定

- ・計画当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない学校行事等の見直しや、放課後の活動時間を勤務時間内に設定するなどの工夫を行う。

◇勤務時間外の電話対応を要求されない環境の整備

- ・留守番電話機能や通話録音機能を全校に整備する。

◇部活動

- ・活動時間の適正化を推進するとともに、外部指導者の導入について検討を行う。
- ・地域展開をさらに推進する。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、原則として行わない。
- ・補導された児童生徒の引取りについては、警察との連携において、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校では解決が困難な事案に対して、学校が教育委員会と連携して弁護士等の専門家に相談ができるなど、行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

(2) 教員が業務を効率的に行うことのできる環境整備

◇授業時数の標準化、教育課程の見直し

- ・教育課程の単位数や編成・実施に係るヒアリング等により実施状況を把握する。これにより、目的に応じた成果を上げるものとなっているかなど、必要性を含めた見直しについて、指導・助言を行うことで、各校における教育課程の適正かつ円滑な実施を図る。
- ・各校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、各校の教育目標や生徒実態を踏まえ真に必要な時数とするとも

に、年度当初等の時期的負担にも考慮し、一年間を通して教育活動の内容や授業時数を見直して業務量を平準化し、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出するなど、柔軟な設定を行う。

◇デジタル技術を活用した校務の効率化

- ・校務支援システム等の導入を検討する。
- ・AIを効果的に活用する。
- ・出欠連絡など学校・保護者間の連絡調整業務については保護者連絡システムを活用する。

◇職務経験が少ない教員が支援を得られやすい体制の整備

- ・若手教員を対象とした研修において、困り感に即した内容を設定するとともに、校内の支援体制について情報共有を行う。また、教育委員会と学校が連携し、経験の少ない教員に関する情報共有を進め、適切な支援につなげていく。

◇勤務時間管理の徹底

- ・超過勤務の縮減に向け、勤務時間管理システムを活用して教職員の在校等時間を把握し、的確な勤務時間管理を行う。
- ・教職員の入退校に係る開錠・施錠時刻の目安及び児童生徒等の適切な登下校時刻を設定し、その徹底を図る。
- ・週1回以上の教職員の定時退校日の徹底を図る。

◇業務の平準化・効率化

- ・教職員の在校等時間の状況等を踏まえ、特定の教職員に業務が集中しないよう、校務分掌や構成人数の再編、業務の在り方や進め方の見直しを行うことにより、業務の平準化・効率化を図る。

◇給食の時間における対応

- ・給食指導や安全管理等の役割分担を見直すなど、学校の実情に応じた給食実施体制の工夫を行う。

- ◇授業準備、学習評価や成績処理、学校行事の準備・運営、進路指導の準備
 - ・スクール・サポート・スタッフを効果的に配置する。
 - ・デジタル技術を活用し、効率的に処理できる環境を整える。

- ◇支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・学校と関係機関が連携・協働し、適切な役割分担のもと支援することが望ましい。そのために、教育委員会は医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する情報共有を行う。
 - ・医療・福祉に関する専門的な人材について、各学校の活用状況等を踏まえ、効果的な配置等について工夫改善を図る。
 - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等が必要に応じて教育相談会議に参加することで、専門的な知見による支援体制を構築する。

- ◇調査・統計等への回答
 - ・デジタル技術を活用し、回答の負担を軽減する手法を研究する。

- ◇学校のウェブサイトの作成・管理
 - ・人事異動による職員の入れ替わりがあっても、専門的知識や経験を必要としない環境整備の研究を進める。

(3) 教員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ◇在校等時間が一定時間を超えた教員の医師による面接指導の実施
 - ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教職員に対し、産業医または教育委員会による面接指導を実施する。

- ◇ストレスチェックの実施
 - ・セルフケアの充実や正確な集団分析につなげるため、ストレスチェックの受検率向上に取り組む。また、町立小中学校の総合健康リスクの値を100未満にするよう、職場環境改善に取り組む。

- ◇心身の健康問題についての相談窓口等の利用促進

- ・メンタルヘルスに関する相談窓口や相談事業について積極的に周知し、利用促進を図る。

◇年休の取得促進

- ・年次有給休暇を取得しやすい雰囲気や環境の整備に努め、教職員の積極的な取得を促すとともに、長期休業期間中等において年次有給休暇の計画的な取得を働きかける。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 関連する取組

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者・地域の理解を促進するため、必要に応じた情報提供を行い、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

(2) 今後のフォローアップ

- ・各種目標の達成状況については、勤務時間管理システム及び教職員アンケートの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校の管理職に対する個別の支援・指導を実施する。